

静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月29日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第12号

静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例

静岡県手数料徴収条例（平成12年静岡県条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表144の7の項中「1万100円」を「9,700円」に改め、同表390の項の次に次のように加える。

390 の2	建築基準法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の延べ面積の特例認定申請手数料		1件につき	2万7,000円	
-----------	-------------------------------------------------	--------------------	--	-------	----------	--

別表395の項中「第55条第3項各号」を「第55条第3項又は第4項各号」に改め、同表397の2の項の次に次のように加える。

397 の3	建築基準法第58条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料		1件につき	16万円	
-----------	---------------------------------------------	--------------------------	--	-------	------	--

別表408の項中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同表408の2の項中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同表413の6の項中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同表413の7の項中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改め、同表424の項及び424の2の項を次のように改める。

424	削除					
424 の2	削除					

「

都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土交

別表424の6の項中

3万7,000円
3万7,000円

を

通大臣及び環境大臣が定める基準のうち知事が別に定めるもの（以下この項において単に「知事が定める基準」という。）による審査にあつては1万8,000円、その他の基準による審査にあつては3万7,000円

知事が定める基準による審査にあつては1万8,000円、その他の基準による審査にあつては3万7,000円

に、「7万5,000円」を「知事が定

める基準による審査にあつては3万5,000円、その他の基準による審査にあつては7万5,000円」に、「10万6,000円」を「知事が定める基準による審査にあつては5万1,000円、その他の基準による審査にあつては10万6,000円」に、「15万円」を「知事が定める基準による審査にあつては7万5,000円、その他の基準による審査にあつては15万円」に、「21万5,000円」を「知事が定める基準による審査にあつては11万2,000円、その他の基準による審査にあつては21万5,000円」に、

30万9,000円	「 知事が定める 基準による審 査にあつては 17万1,000円、 その他の基準
-----------	---------------------------------------------------------

を

に、「41万8,000円」を「知事が定める基準による審査に

」
 による審査に
 あっては30万
 9,000円

あっては24万3,000円、その他の基準による審査にあっては41万8,000円」に、「54万9,000円」を「知事が定める基準による審査にあっては31万5,000円、その他の基準による審査にあっては54万9,000円」に、「64万4,000円」を「知事が定める基準による審査にあっては35万8,000円、その他の基準による審査にあっては64万4,000円」に、「都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準のうち知事が別に定めるもの（以下この項において単に「知事が定める基準」という。）」を「知事が定める基準」に、「24万6,000円」を「9万4,000円」に、「9万4,000円」を「24万6,000円」に、「30万9,000円、」を「12万円、」に、「12万円」を「30万9,000円」に、「39万9,000円」を「15万8,000円」に、「15万8,000円」を「39万9,000円」に、「56万9,000円」を「25万6,000円」に、「25万6,000円」を「56万9,000円」に、「70万1,000円」を「33万4,000円」に、「33万4,000円」を「70万1,000円」に、「82万9,000円」を「40万2,000円」に、「40万2,000円」を「82万9,000円」に、「94万6,000円」を「47万1,000円」に、「47万1,000円」を「94万6,000円」に改め、同表424の7の項中

「
 1万9,000円
 1万9,000円
 」
 を
 「
 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準のうち知事が別に定めるもの（以下この項において単に「知事が定める基準」という。）
 による審査にあっては9,000円、その他の基準による審査にあっては

に、「3万8,000円」を「知事が定める基準による審査に

1 万9, 000円
知事が定める 基準による審 査にあつては 9, 000円、その 他の基準によ る審査にあつ ては1 万9, 000 円

」

あつては1 万8, 000円、その他の基準による審査にあつては3 万8, 000円」に、「5 万5, 000円」を「知事が定める基準による審査にあつては2 万7, 000円、その他の基準による審査にあつては5 万5, 000円」に、「7 万8, 000円」を「知事が定める基準による審査にあつては4 万円、その他の基準による審査にあつては7 万8, 000円」に、「11万2, 000円」を「知事が定める基準による審査にあつては6 万円、その他の基準による審査にあつては11万2, 000円」に、「16万3, 000円」を「知事が定める基準による審査にあつては9 万4, 000円、その他の基準による審査にあつては16万3, 000円」に、「22万3, 000円」を「知事が定める基準による審査にあつては13万5, 000円、その他の基準による審査にあつては22万3, 000円」に、「29万2, 000円」を「知事が定める基準による審査にあつては17万5, 000円、その他の基準による審査にあつては29万2, 000円」に、「34万1, 000円」を「知事が定める基準による審査にあつては19万7, 000円、その他の基準による審査にあつては34万1, 000円」に、「都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準のうち知事が別に定めるもの（以下この項において単に「知事が定める基準」という。）を「知事が定める基準」に、「12万4, 000円」を「4 万8, 000円」に、「4 万8, 000円」を「12万4, 000円」に、「15万6, 000円」を「6 万1, 000円」に、「6 万1, 000円」を「15万6, 000円」に、「20万2, 000円」を「8 万2, 000円」に、「あつては8 万2, 000円」を「あつては20万2, 000円」に、「29万3, 000円、」を「13万6, 000円、」に、「13万6, 000円」を「29万3, 000円」に、「36万4, 000円」を「18万1, 000円」に、「18万1, 000円」を「36万4, 000円」に、「43万2, 000円」を「21万8, 000円」に、「21万8, 000円」を「43万2, 000円」に、「49万4, 000円」を「25万7, 000円」に、「25万7, 000円」を「49万4, 000円」に改め、同表424の10の項中

「

建築物のエネ ルギー消費性 能の向上に関 する法律第35 条第1項第1 号に規定する 建築物エネル

「

3万7,000円
3万7,000円

」

を

ギー消費性能 誘導基準のうち知事が別に 定めるもの (以下この項 において単に 「知事が定め る基準」とい う。)による審 査にあつては 1万8,000円、 その他の基準 による審査に あつては3万 7,000円
知事が定める 基準による審 査にあつては 1万8,000円、 その他の基準 による審査に あつては3万 7,000円

に、「7万5,000円」を「知事が定める基準による審査に

あつては3万5,000円、その他の基準による審査にあつては7万5,000円」に、「10万6,000円」を「知事が定める基準による審査にあつては5万1,000円、その他の基準による審査にあつては10万6,000円」に、「15万円」を「知事が定める基準による審査にあつては7万5,000円、その他の基準による審査にあつては15万円」に、「21万5,000円」を「知事が定める基準による審査にあつては11万2,000円、その他の基準による審査にあつては21万5,000円」に、

「

30万9,000円

」

を

知事が定める 基準による審 査にあつては 17万1,000円、 その他の基準 による審査に

に、「41万8,000円」を「知事が定める基準による審査に

あつては30万
9,000円

」

あつては24万3,000円、その他の基準による審査にあつては41万8,000円」に、「54万9,000円」を「知事が定める基準による審査にあつては31万5,000円、その他の基準による審査にあつては54万9,000円」に、「64万4,000円」を「知事が定める基準による審査にあつては35万8,000円、その他の基準による審査にあつては64万4,000円」に、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この項において「省令」という。）第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては24万6,000円、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては9万4,000円」を「知事が定める基準による審査にあつては9万4,000円、その他の基準による審査にあつては24万6,000円」に、「省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては30万9,000円、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては12万円」を「知事が定める基準による審査にあつては12万円、その他の基準による審査にあつては30万9,000円」に、「省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては39万9,000円、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては15万8,000円」を「知事が定める基準による審査にあつては15万8,000円、その他の基準による審査にあつては39万9,000円」に、「省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては56万9,000円、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては25万6,000円」を「知事が定める基準による審査にあつては25万6,000円、その他の基準による審査にあつては56万9,000円」に、「省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては70万1,000円、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては33万4,000円」を「知事が定める基準による審査にあつては33万4,000円、その他の基準による審査にあつては70万1,000円」に、「省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては82万9,000円、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては40万2,000円」を「知事が定める基準による審査にあつては40万2,000円、その他の基準による審査にあつては82万9,000円」に、「省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては94万6,000円、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては47万1,000円」を「知事が定める基準による審査にあつては47万1,000円、その他の基準による審査にあつては94万6,000円」に、「省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては24万6,000円、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては9万4,000円」を「知事が定める基準による審査にあつては9万4,000円、その他の基準による審査にあつては24万6,000円」に改め、同表424の11の項中

「

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号に規定する建築物エネル

「

1万9,000円
1万9,000円

を

」

ギー消費性能
誘導基準のう
ち知事が別に
定めるもの
(以下この項
において単に
「知事が定め
る基準」とい
う。)による審
査にあっては
9,000円、その
他の基準によ
る審査にあっ
ては1万9,000
円

知事が定める
基準による審
査にあっては
9,000円、その
他の基準によ
る審査にあっ
ては1万
9,000円

に、「3万8,000円」を「知事が定める基準による審査に

」

あっては1万8,000円、その他の基準による審査にあっては3万8,000円」に、「5万5,000円」を「知事が定める基準による審査にあっては2万7,000円、その他の基準による審査にあっては5万5,000円」に、「7万8,000円」を「知事が定める基準による審査にあっては4万円、その他の基準による審査にあっては7万8,000円」に、「11万2,000円」を「知事が定める基準による審査にあっては6万円、その他の基準による審査にあっては11万2,000円」に、「16万3,000円」を「知事が定める基準による審査にあっては9万4,000円、その他の基準による審査にあっては16万3,000円」に、「22万3,000円」を「知事が定める基準による審査にあっては13万5,000円、その他の基準による審査にあっては22万3,000円」に、「29万2,000円」を「知事が定める基準による審査にあっては17万5,000円、その他の基準による審査にあっては29万2,000円」に、「34万1,000円」を「知事が定める基準による審査にあっては19万7,000円、その他の基準による審査にあっては34万1,000円」に、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この項において「省令」という。）第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあっては12万4,000円、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあっては4万8,000円」を「知事が定める基準による審査にあっては4万8,000円、その他の

基準による審査にあつては12万4,000円」に、「省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては15万6,000円、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては6万1,000円」を「知事が定める基準による審査にあつては6万1,000円、その他の基準による審査にあつては15万6,000円」に、「省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては20万2,000円、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては8万2,000円」を「知事が定める基準による審査にあつては8万2,000円、その他の基準による審査にあつては20万2,000円」に、「省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては29万3,000円、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては13万6,000円」を「知事が定める基準による審査にあつては13万6,000円、その他の基準による審査にあつては29万3,000円」に、「省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては36万4,000円、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては18万1,000円」を「知事が定める基準による審査にあつては18万1,000円、その他の基準による審査にあつては36万4,000円」に、「省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては43万2,000円、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては21万8,000円」を「知事が定める基準による審査にあつては21万8,000円、その他の基準による審査にあつては43万2,000円」に、「省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては49万4,000円、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては25万7,000円」を「知事が定める基準による審査にあつては25万7,000円、その他の基準による審査にあつては49万4,000円」に、「省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては12万4,000円、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては4万8,000円」を「知事が定める基準による審査にあつては4万8,000円、その他の基準による審査にあつては12万4,000円」に改め、同表424の12の項中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この項において「省令」という。）第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては3万7,000円、同号イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)に規定する基準による審査にあつては1万8,000円」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準及び同法第35条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち知事が別に定めるもの（以下この項において単に「知事が定める基準」という。）による審査にあつては1万8,000円、その他の基準による審査にあつては3万7,000円」に、「省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては3万7,000円、同号イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)に規定する基準による審査にあつては1万8,000円」を「知事が定める基準による審査にあつては1万8,000円、その他の基準による審査にあつては3万7,000円」に、「省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては7万5,000円、同号イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)に規定する基準による審査にあつては3万5,000円」を「知事が定める基準による審査にあつては3万5,000円、その他の基準による審査にあつては7万5,000円」に、「省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては10万6,000円、同号イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)に規定する基準による審査にあつては5万1,000円」を「知事が定める基準による審査にあつては5万1,000円、その他の基準による審査にあつては10万6,000円」に、「省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては15万円、同号イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)に規定する基準による審査にあつては7万5,000円」を「知事が定める基準による審査にあつては7万5,000円、その他の基準による審査にあつては15万円」に、「省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては21万5,000円、同号イ(2)及び(3)並びにロ

(2)及び(3)に規定する基準による審査にあつては11万2,000円」を「知事が定める基準による審査にあつては11万2,000円、その他の基準による審査にあつては21万5,000円」に、「省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては30万9,000円、同号イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)に規定する基準による審査にあつては17万1,000円」を「知事が定める基準による審査にあつては17万1,000円、その他の基準による審査にあつては30万9,000円」に、「省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては41万8,000円、同号イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)に規定する基準による審査にあつては24万3,000円」を「知事が定める基準による審査にあつては24万3,000円、その他の基準による審査にあつては41万8,000円」に、「省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては54万9,000円、同号イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)に規定する基準による審査にあつては31万5,000円」を「知事が定める基準による審査にあつては31万5,000円、その他の基準による審査にあつては54万9,000円」に、「省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては64万4,000円、同号イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)に規定する基準による審査にあつては35万8,000円」を「知事が定める基準による審査にあつては35万8,000円、その他の基準による審査にあつては64万4,000円」に、

		54万3,000円
54万3,000円		
省令第1条第1項第1号イに規定する基準による審査にあつては24万6,000円、同号ロに規定する基準による審査にあつては9万4,000円	を	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この項において「省令」という。）第1条第1項第1号イに規定する基準による審査にあつては24万6,000円、同号ロに規定する基準による審査にあつては9万4,000円

に改め、同表487の8の項の次に次のように加える。

487	道路交通法第75	特定自動運	1件に	7万9,200円
-----	----------	-------	-----	----------

の9	条の12第1項の規定に基づく特定自動運行の許可の申請に対する審査	行許可申請 手数料		つき		
487 の10	道路交通法第75条の16第1項の規定に基づく特定自動運行計画の変更の許可の申請に対する審査	特定自動運行計画変更許可申請手数料		1件につき	7万8,500円	

附 則

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 別表408の項、408の2の項、413の6の項、413の7の項、424の6の項、424の7の項及び424の10の項から424の12の項までの改正規定 公布の日
 - (2) 別表144の7の項の改正規定、390の項の次に390の2の項を加える改正規定、395の項の改正規定、397の2の項の次に397の3の項を加える改正規定並びに487の8の項の次に487の9の項及び487の10の項を加える改正規定 令和5年4月1日
 - (3) 別表424の項及び424の2の項の改正規定並びに次項の規定 令和5年5月26日
- 2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同項に規定する規制に係る手数料については、なお従前の例による。